

愛知学院大学受託研究規程

平成6年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、本学専任教員が本学の施設及び設備等を利用し、学外からの委託を受けて行う調査研究等に関して定めることを目的とする。

(受入れ条件等)

第2条 受託研究は、次の各号の条件を満たす場合に受け入れるものとする。

(1) 本学の教育、研究上有意義であり、かつ、本学の教育、研究及びその他の学部運営に支障をきたさない場合

(2) 受託研究に係わる直接及び間接的な経費(以下「研究経費」という。)を委託者が負担する場合

なお、本学が受け入れた研究経費の取扱いについては、別に定める。

(契約)

第3条 受託額が1件100万円以上のものについては、委託者と学長名で契約書を締結するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程に基づく必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学内理事会の議を経て、研究推進・社会連携部 研究推進・社会連携課が行う。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。